

港区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「区長及び委員長等の」を削り、同条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この条例による改正後の第十八条の規定は適用せず、この条例による改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。